

杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑨



地籍調査Q & A ③

Q11 地籍調査でできることは

- A11**
- ・分筆＝同一の土地のなかで、一部が異なる用途で使われている土地・形状になっていたり、はっきり構造物等で分けがあるときには、二筆以上に分けることができます。
 - ・合筆＝隣接する土地で、字や地目、所有者が同じ場合は、条件によっては、一筆にまとめることができます。
 - ・地目の変更＝土地登記簿の地目と現地の地目が異なり、農地法など他の法律に抵触しない場合は、現在あるべき地目に変更することができます。

Q12 地籍調査でできないことは

- A12**
- ・登記名義人の変更＝名義人の方が、亡くなられている場合、相続人等への名義を変えることはできません。
 - ・権利関係の変更＝抵当権、地上権、地役権等の設定・抹消はできません。※所有権欄に記入されている所有者の住所・氏名の誤りは訂正ができます。
 - ・里道水路の廃止＝公図にある里道（赤）、水路（青）はたとえ現況が残っていても用途廃止をしないかぎり、これを無くすことはできません。現況が残っていない場合は、近隣の状態を確認し幅員を決定します。

Q13 地籍調査期間中の土地の異動などは

- A13**
- ・地籍調査期間中の土地の異動などを禁止する規定はありませんので、土地の所有者は、不動産登記法による申請をされても差し支えありません。ただ、地籍調査により作成した地籍簿の記載と登記簿の記載が一致しないこととなりますので、地籍調査中の区域で異動などがあった場合は、村までお知らせください。

Q14 閲覧(地籍調査の結果の確認)の案内が届きましたが

- A14**
- ・閲覧は作成された地籍図と地籍簿案の確認を行っていただくものです。期間中(20日間)のご都合の良い日に、村指定の場所に認印・委任状(必要な方)をご持参のうえお越しください。万一、結果に誤りがある場合には、必ず申し出てください。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)